

郡山市立中学校給食センターP F I 整備事業

■募集要項等に関する直接対話（R7.7.14-16）の内容（公開版）

No.	書類名	頁等 （※1）	大項目	中項目	小項目					内容	回答
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本直接対話での貴市ご回答を画面でいただきたくお願いいたします。	独自提案やノウハウに関わる部分を除き、画面で公表することといたします。なお、公表は、8/12の「募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く）に対する回答」と共に公表することを想定しております。
3	募集要項	6	-	3	(2)	-	-	-	-	他自治体での事例と比較し、質問提出までのスケジュールがタイトかとお見受けいたします。 8月20日の再質問について、8月12日の質問回答に対する再質問以外の質問も受け付けていただけないでしょうか。 少なくとも、7月28日～30日に予定されている「受配校見学会」にて疑義が生じた際に質問が提出できるよう、日程をご再考いただけないでしょうか。	受配校見学会後の質問については、8月20日までに様式1-5により質問をしてください。回答は9月5日に公表します。 見学会当日にも質問の取扱いについて説明をいたします。
4	募集要項	7	1	4	-	-	-	-	-	敷地条件の確認（敷地乗り入れ口の箇所数など）	要求水準書P16に記載のとおり、西側進入路からの出入りを基本としてください。入口の箇所数は事業者提案によります。 なお、西側進入路工事期間中の工事車両の出入りや建築基準法に基づく完了検査時点の法適合については、北東側での接道が必要になります。北東側道路までの通り道は、通路としてあれば問題ございません。事業者で検討願います。 出入口用の切り下げ位置は時期が合えば協議は可能です。ただし、道路法24条の申請も含めて市の指定した位置に出入口を整備していただく可能性もありますことに御留意ください。
5	募集要項	18	-	3	(4)	ウ	(イ)	g	(a)	「実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に発生した金融機関への事務手数料等の追加費用は事業者の負担とする。」とあります。最近の学校給食センター整備事業においても学校施設環境改善交付金が出ない事例がいくつか確認されています。学校施設環境改善交付金が出ない場合、事業者への一時支払金も減額となるのでしょうか。また、それに伴い事業者が金融機関から調達する金額が増加する場合は、増額する費用については事業者でコントロールできないため、市が追加負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	市は公共施設等適正管理推進事業債による資金調達を第一の選択肢として考えており、国による当該起債メニューの制度延長がなされれば、財源が確保できないリスクは低減するものと思います。 その上で、財源が確保できない場合については、最終的には財政当局や市議会の判断となりますが、一時支払金を減額せざるを得ないと考えます。ただし、それにより増加する金利については、事業者がコントロールできるものではないので、市が負担いたします。事務手数料については、以前の質問回答同様、事業者の資金調達手段によって変わるものなので事業者負担とさせていただきます。なお、財源次第では、市が事業者に一時支払できる金額が増えることも想定されますので、その場合は事業者の資金調達額及びそれに対する市のサービス対価を双方協議により変更させていただきたいと考えております。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
6	要求水準書	3	-	-	-	-	-	-	-	【用語の定義】 「調理備品」が「運営備品」および「什器備品」の双方に定義付けられていますが、什器備品は施設備品として給食エリア以外の一般エリアに設置する備品という認識ですので「調理備品」は「運営備品」という扱いでよろしいでしょうか。	運営備品については、調理備品のほか、食器食缶等を総称したものととなります。 要求水準書の用語の定義を検討します。
7	要求水準書	8	1	4	-	-	-	-	-	工場立地法に関して、用途により非該当となるケースがあり、今回は非該当との認識でよろしいでしょうか？	非該当の認識で差し支えありません。 工場立地法に規定された届出が必要なのは「製造業」に限られます。自主事業等で該当にならない限り、給食センターは「飲食サービス業」に分類されるため届出は不要です。 造成工事等による土地の形質変更に該当するかは、市の開発建築法務課に御相談ください。
8	要求水準書	8	1	4	-	-	-	-	-	埋蔵文化財関係 「遺構・遺物ともに確認されなかった」とありますが、万が一建設期間中に出土した場合、工事中断期間の費用については協議事項という認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。埋蔵文化財の試掘調査は行っているが、出土する可能性はゼロではないこと、各届出は必要であることに御留意願います。
9	要求水準書	9	1	5	(2)	イ	-	-	-	「今後、食数の減少、学校の統廃合により市内小学校への給食提供について検討を予定している。」とありますが、現在想定されている統廃合計画がありましたらご教示ください。 また小学校への配送を実施する場合、配送車両や配送備品で対応可能な範囲で対応する認識でよろしいでしょうか。	現時点で公表できる内容はありません。 小学校への配送を実施する場合については、御認識のとおりです。
10	要求水準書	10	2	6	(1)	-	-	-	-	施設整備に関する連絡会議を契約締結から施設整備業務終了まで月1回以上の頻度で開催することについて、web会議での参加を認めていただけないでしょうか。 建設業務責任者は、設計段階において、他府県において、他の業務、又は他の工事を担当している可能性があるため、質問いたしました。	図面等を囲んでの協議でないと思疎通が困難等、協議に支障が生じる場合を除き、Web会議による参加も可とします。
11	要求水準書	12	1	7	-	-	-	-	-	別紙3遵守すべき法令に記載されているもののうち、『建築保全業務共通仕様書』や『公共建築工事標準仕様書』等のあくまで一般的な基準を示したものについては遵守ではなく参考としていただけませんか。	遵守を求めます。
12	要求水準書	12	2	1	(1)	キ	-	-	-	「令和16（2034）年4月以降は生徒数の減少を踏まえて、明健中学校、郡山第一中学校、緑ヶ丘中学校及び富田中学校の炊飯を新センターで調理する予定である。」とありますが、上記4校分の食缶等は、実施年度直前に準備すればよろしいでしょうか。 実施イメージを教えてください。	御認識のとおりです。 令和16年4月に提供を予定している4校の食缶等の準備は、実施年度直前に市と調整し準備をしてください。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
13	要求水準書	13	2	1	(3)	イ	-	-	-	「対応方法は、除去食・代替食（アレルゲンごと）を想定している。例えば、卵のみのアレルギーの生徒には、乳・えび・かにが含まれる給食を提供する等、アレルゲンごとの対応とする。」と記載がありますが、基本的にはA・B献立で1種類ずつの給食を調理する認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。なお、A献立の内容が翌日のB献立となることから、A献立において連続して異なるアレルゲンを使用した場合、A献立とB献立で異なるアレルゲンを使用することとなりますが、アレルゲンを連続して使用しないよう、献立を工夫していきます。
14	要求水準書	14	2	1	ア	イ	-	-	-	市道拡幅整備及び敷地進入路新設整備と建設工事の取り扱いについて確認させて下さい。	要求水準書P14及び配付資料5に記載のとおり、市道拡幅整備及び敷地進入路新設整備を予定しております。
15	要求水準書	13	2	1	(6)	イ	(イ)	-	-	避難者に対して提供する「汁物」の献立想定をご教示ください。	食材の調達状況にもよりますが、具沢山にすることで副食代わりにしたり栄養バランスが取りやすい豚汁等を想定しております。なお、食材の調達は市で行う想定です。
16	要求水準書	14	2	2	(1)	-	-	-	-	西側に新設される道路の側溝に雨水を排出する条件について、流量規制等の有無についてご教示願います。	開発許可不要な案件であり、直接的な規制等はありません。また、道路側溝の設計において、事業用地の雨水を全て受け入れる前提として流量計算等を行っております。
17	要求水準書	14	2	1	(7)	カ	-	-	-	太陽熱利用システムについて、大まかに試算したところ費用対効果やCO2削減量については365日稼働の施設であれば有効なのですが、給食センターには向かない印象を感じております。太陽熱利用システムの必要性についてご意向お聞かせいただけますと幸いです。	太陽熱利用システムについては、トータルコストやCO2削減する上での有効策の例示と捉えています。検証結果を提示した上で、不採用又は他の有効な機器の導入提案も一つの方法と考えます。なお、家庭用機器の導入等、多角的な検討をした上で御提案いただければと思います。
18	要求水準書	14	2	1	(7)	カ	-	-	-	市より説明	エレベーターや太陽熱については、イニシャルコスト、ライフサイクルコストともに少ないものが望ましいため、家庭用設備の導入等、多角的な検討を期待します。
19	要求水準書	15	2	1	(6)	-	-	-	-	3,500食分のおにぎりや汁物を提供できること、とありますが、アルファ化米の調理、もしくは回転釜を使用した調理でもよろしいでしょうか。	現時点では、学校給食で通常使用する米（ローリングストック）を、施設内で調理することを想定しています。災害時の炊き出しの食数とその頻度ですが、3,500食という食数は、非常用電源を整備していただく上での容量の参考指標としてお示ししているものであり、実際の提供食数については、災害の状況や給食センターの稼働状況等に応じて市と事業者の協議により決定することを想定しております。食数の確約までは求めませんが、事業者には積極的な協力を望みます。
20	要求水準書	15	2	2	(2)	イ	(イ)	-	-	上下水道局が布設予定の下水道本管までの管きょの布設は事業者が実施することとありますが、管きょの布設よりも浄化槽を入れて側溝に流した方が、後々の貴市のコスト負担軽減にもなるのではないかと考えております。管きょの布設ではなく浄化槽方式とするご提案も可能でしょうか。	給食センター整備と下水道本管の整備を一体的に進める関係があることから、下水道接続については必須とします。
21	要求水準書	15	2	2	(6)	ウ	-	-	-	おにぎり成型機を配置することとありますが、成型機の保管場所の想定はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
22	要求水準書	17	2	3	(2)	-	-	-	-	市より説明	事業用地は風や雪が強い地域ですので、設計や運営に配慮した提案を期待します。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
23	要求水準書	21	2	6	(1)	イ	(エ)	-	-	会議室の収容人数は、40名とありますが、40名が収容されることは必須でしょうか。使われ方をご教授ください。	食材調達の入札等で使用することを想定しています。入札は月1回程度です。
24	要求水準書	22	2	6	(1)	イ	(ア)	c	-	出入口に関して、「密閉できる構造で、自動開閉式の扉などを設ける」とありますが、自動開閉扉の機構上密閉の確保が難しいため、「害虫等の侵入防止が出来る構造を確保する性能を有するものを選定すること」と読み替えてよろしいでしょうか？	御認識のとおり「害虫等の侵入防止が出来る構造を確保する性能を有するものを選定すること」とします。要求水準書は修正します。
25	要求水準書	23	2	6	(1)	ウ	-	-	-	「専用冷蔵庫の設置については、前日納品となることを踏まえ、温度管理や衛生管理上の問題がない場合は、設置しないことも可とする。」と記載がありますが、前日に納品される野菜の種類をご教示ください。また前日納品時の想定対応方法についてもご教示ください。	配付資料26の記載内容を想定しています。 現在の前日納品については、前日における当日納品と同時に対応しています。
26	要求水準書	23	2	6	(1)	(タ)	-	-	-	「ローリー車と一斗缶の双方での油の搬入に対応できるものとする。」とありますが、現在の想定で一斗缶を使用する想定の納品量や使用頻度をご教示ください。 一斗缶の保管スペースの検討に必要な情報となります。	以下の既存の給食センターと同様の取扱を想定しております。 ・一斗缶で1回当たり最大約40缶が納品される。 ・使う日ごとに納品される。 ・メンチカツ、ポテト、揚げパン等は、比較的油の汚れが少ないため、A・Bコース使い回しをする場合がある。 ・手作りから揚げ、魚のフライ等は、油の汚れが激しいので、A・Bコースそれぞれ新しい油を使う。
27	要求水準書	36	2	9	(2)	イ	-	-	-	非構造部材耐震安全性能の分類について、基本的には災害時拠点となる消防署や病院といった重要建物がA類になると思われます。例にA類の天井下地の場合、特定天井と同等の対策になると思われます。その場合、一般的に天井にクリアランスを設ける必要がありますが、衛生面、空調効率の面からは望ましくないと考えます。「要求水準書(案)修正版に対する質問回答質疑回答(6月13日)のご回答内容について改めて確認させていただきたく存じます。	災害時の炊き出しなどの防災拠点と考えているため、機能確保が図られるように、耐震安全性能の非構造部材分類については、A類とします。手法に関しては、提案を期待しています。
28	要求水準書	50	4	1	(1)	カ	-	-	-	完成式典はどの程度の規模で行われることを想定されているか。 過去の事例で凡その人数などわかれば参考に伺えますでしょうか。	完成式典については、実施の有無を含めて現時点では未定です。 実施した場合でも、関係者の出席を求めるほかは、特段の費用負担を求めない想定です。
29	要求水準書	54	5	1	(8)	-	-	-	-	施設管理台帳について、本施設設置の設備の台帳という認識でよろしいでしょうか。	建物も含む施設設備等の台帳となります。
30	要求水準書	58	5	2	(7)	イ	(ア)	-	-	「本事業の維持管理・運営に係る光熱水費（電気、水道、燃料、白灯油等）は事業者が供給者と契約し、使用料の実費を市が事業者を支払うことを考えている」とありますが、①募集要項に示されている提案上限価格には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。②使用量の実費を市が事業者を支払う時期をご教授ください。 事業者で一時的に立替える必要がある場合、事業者負担が生じます。	①御認識のとおりです。 ②四半期に一度又は年に一度、サービス対価とともに支払いたいと考えているため、サービス対価と同様に一時的に立て替えていただくことを想定しています。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
31	要求水準書	59	5	2	(7)	イ	(ウ)	-	-	「令和12年9月以降は～努めること」について、本項目はあくまで努力義務であり、従事者の熱中症予防等の妥当な理由により使用量を上回った場合はサービス対価を減額しないと理解してよいでしょうか。 また、単月の比較ではなく、第二四半期等の中長期的な比較をすることを検討ください。	やむを得ず使用量を上回った場合に限り、サービス対価への減額についてはご理解のとおりです。 しかしながら、不適切な運営状況による使用料超過が確認された場合は是正勧告を行います。その上で長期にわたり改善されない場合、「事業契約書別紙9の減額等の措置を講じる事態」としてサービス対価の減額ポイントが適用されます。 比較検討につきましては、現行どおりとします。
32	要求水準書	60	5	2	(9)	イ	(ア)	-	-	長期修繕計画について、維持管理・運営開始日2ヶ月前に提出する場合、竣工図書が完成しておらず、実施設計図書に基づいて計画を策定することが見込まれます。開業前の成果物としては、実施設計図書に基づいた長期修繕計画を提出する形でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。開業前の成果物は実施設計図書に基づいた長期修繕計画を提出してください。竣工図書が完成した時点で必要に応じて長期修繕計画を見直し再度提出をしてください。
33	要求水準書	60	5	2	(7)	イ	(ア)	-	-	「使用料の実費を市が事業者に支払うことを考えている。」と記載が御座いますが、「考えている。」に記載について、貴市から事業者に支払うことでお間違いないでしょうか。念のため確認させてください。	御認識のとおりです。使用料は市が負担しますが、事業者経由で支払うことを想定しています。
34	要求水準書	60	5	2	(9)	ウ	(ア)	-	-	長期修繕計画は『建築物のライフサイクルコスト』記載の内容をもとに作ったもので、実際は設備の運転時間や環境等によって機器ごとに劣化度合いは異なるため、定期的に調整を行います。本要求水準書には「修繕・更新等計画は、基本的に長期修繕計画に基づいて計画するものとし、差異が発生する場合は市と協議を行い、市の承認を得ること」という記載がございますが、貴市でどの程度の計画との差異を協議対象とご認識でしょうか。	差異が発生する場合は市と協議を行うことを定めており、程度の規定はございません。 本市としましても、運営の中で計画の修正は発生し得るとの認識です。
35	要求水準書	64	6	1	(12)	イ	(イ)	-	-	避難所までの配送について、避難所の想定場所（●●公民館等）をご教示ください。	災害の状況に応じて開設される避難所が変わることから、現時点でお示しすることは困難です。なお、水害についてはハザードマップを御覧いただくと、避難所が開設されやすい箇所の目安になると思われます。
36	要求水準書	64	6	1	(12)	-	-	-	-	被災翌々日からの配食について、インフラ設備の復旧状況など具体的な想定はございますか。 P15記載のとおり、電気は非常電源を活用し、調理機器の洗浄が可能な状況で配食を行う想定でしょうか。	避難所への配食については、被災翌々日から必要となることを想定しています。 施設設備における被災時の復旧状況並びに学校給食対応後の余剰の状況、食材の調達状況及び調理員の対応状況等を踏まえて、配食開始日や食数を協議して決定します。 電源喪失時は非常用電源を活用しますが、その際は、衛生管理上、調理したままにはせず、洗浄も併せて実施します。
37	要求水準書	64	6	1	(12)	ウ	-	-	-	「事業契約締結時に災害協定を締結することとする。」と記載が御座いますが、貴市との詳細な協定内容の協議が必要と思料いたします。「事業契約締結時」ではなく、「維持管理・運営期間開始まで」に変更いただけないでしょうか。	検討します。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
38	要求水準書	75	6	2	(8)	ア	(ア)	-	-	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答（令和7年4月14日）のNo34にて「現在の配膳業務と同等とすることを想定しています。」と回答をいただいておりますが、配膳員の時間外における直納品の対応以外については、配膳員以外の貴市職員（校務員等）による業務は現在も発生していないとの理解でよろしいでしょうか。配膳員の配置人数検討に重要な要素ですので詳細をご教示いただきたく存じます。	配膳業務時間外の直納品の搬入は現在もありますが、その受取は配膳員ではなく教職員等に対応しており、今後も同様の対応を想定しております。
39	要求水準書	76	6	2	(8)	カ				市より説明	受配校の配膳室の環境改善（空調設備設置等）についても、必須ではないが事業者の提案を期待したいです。
40	要求水準書	76	6	2	(8)	カ	-	-	-	配膳室への空調設備の整備等は、市で行うべきと考えるため、業務範囲を再考してはいただけないでしょうか。学校の図面や工事の時期等を示していただかないと検討は難しいです。また、検討する場合は電気設備士等の現地確認が必要になると思いますが、受配校見学の参加者上限4名では難しいため再考ください。	受配校の配膳室の環境改善（空調設備設置等）についても、ご提案・提案による費用（空調整備設置費等）は全て事業者負担を想定していましたが、ご意見として承ります。 なお、評価項目は配膳業務（20点）での中で評価する想定です。
41	要求水準書	-	-	-	-	-	-	-	-	建設工事着工時の式典については要求水準書に記載がございません。 不要という認識でよろしいでしょうか。	建設工事着工時の式典については、必ずしも開催を求めません。また、別途費用の負担も想定しておりません。工事の安全を祈願する意味合いも思料されることから、事業者提案によるものとします。
42	要求水準書配付資料	配付資料5、33	-	-	-	-	-	-	-	市より説明	安積疏水路と南北道路が交差する部分では、道路下に安積疏水路をくぐらせて通す（サイフォン式水路とする）可能性があります。その場合、事業用地への柵の設置や、安積疏水路の泥掃きの依頼等協議する可能性があります。可能であれば、安積疏水路の段差を解消するように道路を敷設したいと考えておりますが、現在設計委託により確認中です。なお、維持管理業務に変更はありません。 配付資料33-2を追加いたします。
43	要求水準書配付資料	配布資料33	-	-	-	-	-	-	-	拡張子が.bfoデータに関して、読み込み出来るCADソフトが限定的な拡張子のため、一般的に広く読み込みが可能なdxfやdwgでいただくことは可能でしょうか？	御要望の拡張子に変更したものを提供いたします。
44	審査基準	-	-	-	-	-	-	-	-	自主事業に関しては審査基準に記載がないことから、提案項目の採点基準には加味されない認識でよろしいでしょうか。	自主事業について個別に評価する項目は設定していませんが、コスト削減の追求や関連する項目において総合的に評価する想定です。
45	審査基準	-	-	-	-	-	-	-	-	要求水準書内で食育に関する記述（ハード・ソフト）がいくつか見受けられますが、審査基準書内には記載がありません。食育に関する提案はどこで評価するのでしょうか。	食育について個別に評価する項目は設定していませんが、「おいしい給食」及び「おいしい適温給食」の実現に係る項目においてハード面・ソフト面の両面で総合的に評価する想定です。また、施設の見学の程度につきましては、市としては積極的に受け入れる想定はしていません。デジタル機器等を活用した方法も想定しております。
46	事業契約書（案）	3	12	1	-	-	-	-	-	本事業において事業所税は課されますでしょうか。	郡山市は人口30万人以上の指定都市に該当するため、ＳＰＣの事業所床面積及び従業員数によっては、事業所税が課される可能性があります。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
47	事業契約書 (案)	3	12	1	-	-	-	-	-	本事業において事業所税が課される場合、公正な競争となるように他グループにも事業所税分を提案金額に含めるよう公表いただくようお願いします。	御意見を受け、今回の対話内容は独自提案やノウハウに関わる部分を除き、質問回答と同時に公表することといたしました。
48	事業契約書 (案)	3	12	1	-	-	-	-	-	本事業において事業所税が課される場合、納税者は運営企業になりますでしょうか。	最終的には課税当局の判断となりますが、事業所税の納税者はS P Cを想定しています。
49	事業契約書 (案)	4	15	2	-	-	-	-	-	施設整備業務責任者、各業務責任者及び監理技術者を変更した場合とありますが、専任の要件を満たす者であれば途中変更可能との認識でよろしいでしょうか。	必要最小限としていただきたいですが、変更可能です。変更の際には、変更届（任意様式）を提出してください。
50	事業契約書 (案)	5	19	5	-	-	-	-	-	「供用開始時期が限定されている工事」とは、どの工事を指しているのでしょうか。本件施設を指しているのだとすると、第1項第1号の契約保証金に加えて、保証人による工事契約保証の締結が必須ということでしょうか。	まず、本事業における優先交渉権者との事業契約は随意契約となるため、市契約規則第8条により保証金の納付は免除される見込みです。 ①「供用開始時期が限定されている工事」とは、本件施設を指します。 ②保証人による工事契約保証の締結は必須としません。
51	事業契約書 (案)	5	19	5	-	-	-	-	-	「その他特別の理由がある工事」とは、どのような工事を想定されているのでしょうか。	本事業における工事は全て、先述した「供用開始時期が限定されている工事」に含まれる想定です。
52	事業契約書 (案)	7	-	-	-	-	-	-	-	本項目は修繕業務における構成企業等外者への委託には適用されないという認識でよろしいでしょうか。 突発的に修繕が必要な場合、構成企業以外の事業者修繕業務を依頼する場合もございます。	第21条（構成企業等外者の使用）は、修繕業務にも適用があると認識していますが、突発的に修繕が必要な場合はその限りではありません。修繕後の事後報告も認めます。
53	事業契約書 (案)	16	40	6	-	-	-	-	-	「建築工事費等のうち市内企業への発注額が占める割合（建築工事費等のうち市内企業への発注額/建築工事費等）を達成できなかった場合には、事業者に対し違約金を請求」とありますが、過度な事業者の負担となりますので、努力義務とし、違約金の請求は削除をお願いします。	御意見として承ります。しかし、本規定は、実現可能性の低い提案による公平な競争の阻害を防ぐことを目的としておりますので、現行のままとさせていただく可能性が高いです。
54	事業契約書 (案)	18	45	12	-	-	-	-	-	備品・車両の契約不適合の請求期間が2年間となっており、市の通知までの期間を含めると3年間となりますが、メーカーの保証期間は納品時から1年であることが多いため、メーカーの保証期間と同様の規定に修正していただくようお願いします。	一般的な保証期間と同様の規定となるよう、契約書を修正します。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
55	事業契約書 (案)	32	6	2	79	4	-	-	-	念のための確認ですが、違約金支払請求権と施設整備業務に係るサービス対価等との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	当該質問については、可能であれば質問票のご提出をお願いします。 相殺適状にある債権債務をもって相殺することは市の民法上の権利であり、この相殺権をいつ行使するか、しないかは、市の方で適切に判断します。必ず保証金又は保険金を相殺に先んじて充当することを約束するものではありません。 なお、相殺・充当の手続においては、保証金・保険金の趣旨や全体の損害回収状況を踏まえ、過剰回収等が生じないよう適切に対応いたします。
56	事業契約書 (案)	41	10	106	4	-	-	-	-	「前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、本契約の契約金額の10分の1に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない」とありますが、この規定があることにより、融資を行う金融機関等から、事業者において現金リザーブ等の措置が求められることになり、多額の金利負担が生じ、当該金利分を入札価格（サービス価格）に算入することになります。この規定があることにより、提案上限価格におさまらず、入札不調なる事例もあることをご承知おきください。	御意見として承ります。
57	事業契約書 (案)	60	別紙4-1	4	-	-	-	-	-	建設期間中のサービス対価の改定について、着工前と同様に調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶に係る費用も改定の対象としていただきますようお願いいたします。	建設期間中のサービス対価の改定については、着工前と同様に「サービス対価Aのうち設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通仮設費等直接工事施工に必要となる費用」を対象とします。
58	事業契約書 (案)	61	別紙4-1	4	(2)	-	-	-	-	サービス対価Bの改定に関して、9月20日までに必要資料を提出する場合、企業向けサービス価格指数は7月分が速報値のみ公表されている状況が想定されますが、確定値と速報値が混在した12ヶ月の平均を算出するとの理解でよろしいでしょうか。 また、改定に用いる指標は5年毎に基準年が変更されますが、改定額を計算する際は同一基準年の指標を用いて計算するとの理解でよろしいでしょうか。	初年度は8月から6月、翌年からは7月から6月とします。
59	事業契約書 (案)	61	別紙4-1	4	(2)	ウ	-	-	-	「請求は、サービス対価の変更を希望する年度の前年9月20日までに、」と記載が御座いますが、運営費の改定指標は「厚生労働省による地域別最低賃金「福島」」であり、毎年10月に確定するものとの理解でおります。こちらの記載ですと、直近の改定指標を反映できないこととなるかと存じますのでご再考いただけないでしょうか。	提出の期限は現行のままとします。 その際に使用する最低賃金額は8月に公表される仮の金額を使用してください。 なお、10月に正式に公表された金額が異なる場合は、再計算いただき、修正を行ってください。

No.	書類名	頁等 (※1)	大項目	中項目	小項目					内容	回答
60	事業契約書 (案)	61	別紙4- 1	4	(2)	-	-	-	-	表の「※」にて、「※令和（N-1）年度の指標値は、令和（N-2）年8月から令和（N-1）年7月までの指数（又は最低賃金額）の平均とする。」と記載が御座いますが、運営費の改定指標は「厚生労働省による地域別最低賃金「福島」」であり、毎年10月に確定するものとの理解でおり、平均値ではないとの理解でおりますが、問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。
61	様式集	4	2	4	(1)	ウ	-	-	-	「（2）性能審査に関する提出書類」について、「1~2枚 程度 」との記載が多く御座いますが、「程度」について2枚までとの理解でよいか念のため確認させてください。	御理解のとおり、1～2枚とあるのは、2枚までと読み替えてください。
62	様式集	7	2	4	(2)	ス	-	-	-	提案内容や、地元企業への参画協力等に関する根拠資料として、「関心表明書」の提出は「様式集【概要説明】P7_4、（2）、ス」に基づき認められるでしょうか。	認めます。

※1 ページまたは様式番号等